

第3回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年9月10日(木)

午前9時00分～午前10時08分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第3回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年9月10日(木) 午前9時00分～午前10時08分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 9月の農業相談委員

4番 松井 悟 委員

5番 池田 光一 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●)

④ 農委法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●)

(2) 報告案件

① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖

開 会 9 時 0 0 分

議長 おはようございます。まだまだコロナの関係が収まりません、皆さんそれぞれ自己管理に気を付けてください。
本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第3回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係2件、農地法第5条申請関係2件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名

します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が宗像市にお住まいの●●●●氏、申請地が3ページの字図にありますように、大字虫生津字小峯553番および554番の2筆、地目は畑、合計面積が417㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地の第三種農地となっております
本申請は、空き家に付随する農地の取得となっております、遠賀町では、空き家に付随する農地に関しては、農地の取得要件の一つである5反の下限面積を引き下げる決定をしております。
申請地については、以前より町の空き家バンクの利用申請が出されており、昨年12月総会において現地を確認し、下限面積の引き下げを適用する決定をした農地であります。
今回空き家の買い手が見つかったため、付随する農地と一緒に取得するための3条の申請となっております。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が東京都にお住まいの●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字木守字土手ノ内1075番、地目が畑、面積が45㎡です。
農地区域は農業振興地域外となっております。譲受人が現在隣接地の1076番1(宅地)を農業用の資材置場として管理しており、管理効率化により農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでござ

ざいます。

譲受人が木守の株式会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●
氏、譲渡人が東京都にお住まいの●●●●●氏で、申請地が9ペ
ージの字図にありますように、大字木守字土手ノ外974番1
他4筆、地目が田、合計面積が915.5㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域
の原則転用可能な第三種農地となっております。

申請目的は資材置場です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしておりま
す。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾を
いただいております。

10ページが土地の使用計画図、11ページが平面図、12ペ
ージが断面図となっており、斜線部分に土を入れて整地をする
ということです。13ページが事業計画書で、ページ中段2番
の申請理由ですが、現在地が手狭なので敷地を増やすというこ
とです。14ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流
下で側溝へ流すということで、その他汚水・生活雑排水等は発
生しないということです。15ページが関係者説明に関する調
査票となっておりますが、隣接する農地はありませんので中段
の記載はありません。

続きまして議案書の16ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでご
ざいます。

譲受人が岡垣町の株式会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●
氏、譲渡人が東京都にお住まいの●●●●●氏 外1名で、申請
地が18ページの字図にありますように、大字木守字牟田口9
86番 外2筆、地目が田、合計面積が2,240㎡です。

農地区域が農業委振興地域外、土地の用途区分は、第一種低層
住居専用地域の第三種農地となっております。

申請目的は資材置場です。岡垣町の会社ですが、現在北九州市
八幡西区の方で仕事が増えてきており、間の遠賀町に一つ資材
置場を設けて事業拡大に繋げて行くということです。申請に関
する確実性については関係書類で確認をしております。営農の
支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいで
おります。

19 ページが現況平面図、20 ページが土地利用計画図、21 ページが造成計画平面図、22～24 ページが造成計画断面図、25 ページが雨水排水計画平面図、少しわかりづらいですが、土地のまわりをなぞるような形で少し色がついたところがございます、ここに雨水路・側溝を作って雨水を流すということです。26 ページが事業計画書、27 ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路への放流、汚水・生活雑排水は発生無しということです。28 ページが関係者説明に関する調査票となっております。

以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 13 分

— 現地調査後 —

再 開 10 時 00 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは、地区担当の白石元弘委員からご報告をお願いします。

地元委員 (8 番) 本人に会って話を聞きまして、一応現状で農地の部分は畑として使用するというので、問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
まずは地区担当の石井佐千生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) 特に問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。
同じく地区担当の石井佐千生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) 8月15日に説明を農業委員・推進委員・生産組合長と受けま
して、生産組合長も承諾しておりますので、問題は無いと思
います。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 次に付議案件④を議題に供します。
まずは地区担当の石井佐千生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) これも同じく8月15日に説明を受けております。
特に問題は無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の29ページをお開きください。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知について

でございます。

こちらの通知は利用権の合意解約が出されたもので、記載の通り7件、合計2,675.5㎡がにつきまして合意解約が出てきておりますのでご報告させていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長

無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局

その他の案件、農地利用状況調査について説明。

水利研修について説明。

報酬について説明。

赤い羽根募金について説明。

7月の豪雨の支援金について説明。

帽子と腕章について説明。

連絡表について説明。

議長

それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

委員

報酬について質問

事務局

報酬について説明。

議長

他にはないでしょうか。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第3回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。午後は1時15分までに集合してください。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 0 8 分